

# 介護保険 コーナー

●申請窓口 役場 福祉課 内線124

●問い合わせ

知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2263

## 利用者負担の 軽減制度

介護保険では、利用者負担の軽減制度があります。対象者は、役場福祉課で手続きをしてください。制度を利用するためには「負担限度額認定証」などが必要です。

**1 特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費軽減制度**  
所得が低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住（滞在）費が軽減されます。負担限度額を超えた分は特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

平成27年度からの適用要件に、別世帯の配偶者が住民税非課税であること、預貯金などの額が単身で1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが追加されました。

### ●対象施設・サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・ショートステイ
- ・短期入所生活（療養）介護および介護予防短期入所生活（療養）

**2 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度**

社会福祉法人の中には、著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する法人があります。軽減実施法人および対象サービスについては、役場福祉課または知多北部広域連合へ問い合わせてください。

### ●手続きに必要なもの

- ・介護保険被保険者証
  - ・本人および配偶者の預貯金がわかる預金通帳など（所有する通帳全部）
  - ・申請書
- ※役場福祉課で配布

### 負担限度額認定証などの更新手続き

軽減制度の対象者として、すでに認定を受けている方も更新手続きが必要です。現在負担限度額認定証などを持っている方には、知多北部広域連合から更新申請の案内を送付します。忘れずに更新手続きをしてください。

## ●利用者負担額の上限額

区分	世帯および個人の上限額
生活保護受給者など	(世帯) 15,000円
世帯全員が市町村民税非課税であり、①または②の方 ①老齢福祉年金受給者 ②合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
世帯全員が市町村民税非課税で上記以外の方	(世帯) 24,600円
市町村民税課税世帯(一般世帯)の方	(世帯) 37,200円
現役並み所得相当の方 ※平成27年8月から	(世帯) 44,400円

## 高額介護 サービス費の支給

要介護者などが1か月間に受けた介護保険サービスの利用者負担額が右表の上限額を超えた場合は、高額介護サービス費として知多北部広域連合から払い戻しがあります。対象となる利用者負担額は、介護サービス費の自己負担分に限られます(福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分、食費・居住費、日常生活費などは対象外)。

高額介護サービス費の支給対象となる可能性がある方へは、知多北部広域連合から「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」を送りますので、申請書を役場福祉課に提出してください。高額介護サービス費は利用者負担額を支払ってから2年で時効となり、申請できなくなりますので注意してください。

※平成27年8月から、課税所得145万円以上の方は現役並み所得相当の上限額となります。ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が基準より少ない場合は、申請により上限額が一般世帯に戻る場合があります。

## 避難行動要支援者 (災害時要援護者) 名簿への登録

町では、災害発生時に避難誘導、安否確認および避難所などでの生活支援を迅速・的確に行うため、自分で避難できない方や助けを呼べない方を事前に把握し、登録する「避難行動要支援者名簿」を整備しています。対象となる方で、名簿への登録を希望する方は問い合わせ先へお知らせください。

### ●対象

- ①要介護者 要介護度3～5の方
  - ②障がい者  
身体障害者・精神障害者・療育手帳をお持ちの方
- ※手助けを必要とせず避難できる方、助けを呼べる方、避難誘導などができる親族などが近くにいる場合は原則として対象外

●問い合わせ 福祉課 内線124

新規  
事業

## ごみ出し支援を 希望する方へ

もえるごみを近くのごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行います。

### ●対象

上記避難行動要支援者名簿登録者で、自力でごみステーションまでごみを運び出すことが困難な世帯

### ●収集方法

玄関先など、事前に取り決めた場所に出されたもえるごみをごみステーションまで運搬

●事業開始 7月1日(予定)

●手数料 50円/1回

### ●申し込み

ごみ出し支援申込書を区長、自治会長または地区民生委員へ

※ごみ出し支援申込書は環境課、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ 環境課 内線283

申請日が属する月の翌月から対象となりますので、案内が届いた場合は早急に手続きを行ってください。

### ●注意

申請は初回のみで、2回目以降の申請手続は不要です。同一世帯で複数の方が介護保険サービスを利用している場合は、世帯内の利用者全員の申請が必要で、すでに世帯の一部の利用者が受給している場合は、新たに対象となる方のみ申請書を提出してください。

## 福祉用具購入費・ 住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けている方が、福祉用具を購入したり、住宅改修を行ったりしたときに申請すると、その費用の一部が福祉用具購入費または住宅改修費として介護保険から給付される場合があります。

●申請方法  
・償還払い  
被保険者が購入費または工

事費の全額を一旦業者に支払い、その後、知多北部広域連合に保険対象分9割を申請する方法

- ・受領委任払い
- 被保険者は購入費または工事費の保険対象分1割を業者に支払い、その後、申請により保険対象分9割を知多北部広域連合から業者に支払う方法
- ※福祉用具購入や住宅改修の代金を完済した日の翌日から2年間経過すると

請求できなくなります。

①特定福祉用具購入費の申請手続

福祉用具購入後、次の書類を役場福祉課へ提出

- ・支給申請書(償還払い用)
- ・購入した福祉用具のカタログなど
- ・領収証(原本)
- ・償還払いの時：振込口座が分かるもの(指定された口座が本人名義でない場合は委任状が必要)

②住宅改修費の申請手続

- ・受領委任払いの時：申請書に業者の押印が必要

← 改修工事を行う前に事前協議書を役場福祉課へ提出

← 事前協議書の結果通知(事前協議書を提出した日からおおむね2週間後)を受け取った後、改修工事着工

← 工事完了後、支給申請書を役場福祉課へ提出